○厚生労働省告示第二百四十二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成十二年厚生省告示第二百六十五号）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき公示する。ただし、この告示による改正後の都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の規定は、平成二十六年度以前の予算により支出された補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

平成二十七年四月十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

表の上欄中

（項）（目）	地域福祉推進費
（項）（目）	セーフティネット支援対策等事業費補助金（市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。） 臨時福祉給付金等給付事業費補助金（市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）
（項）（目）	臨時福祉給付金等給付事業助成費 臨時福祉給付金給付事業費補助金（市町村（指定都市等を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。） 特別区臨時福祉給付金給付事務費補助金（市町村（指定都市等を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）

を

「

（項）（目）	臨時福祉給付金等給付事業助成費 臨時福祉給付金給付事業費補助金（市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。） 特別区臨時福祉給付金給付事務費補助金（市町村（指定都市等を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）

」

に改め、同表

「

（項）（目）	生活保護等対策費 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（市町村（指定都市等を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）

」

上欄中

（項）（目）	生活保護費 生活扶助費等負担金（市町村（指定都市等を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）
（項）（目）	医療扶助費等負担金（市町村（指定都市等を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）
（項）（目）	介護扶助費等負担金（市町村（指定都市等を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）

を

「

（項）（目）	生活保護等対策費 生活扶助費等負担金（市町村（指定都市等を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）
（項）（目）	医療扶助費等負担金（市町村（指定都市等を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）
（項）（目）	介護扶助費等負担金（市町村（指定都市等を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）

」

に改める。

下欄に次のように加える。

（項）（目）	東日本大震災復興支援対策費 被災者健康・生活支援総合交付金

岩手県 宮城県 福島県	一　法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理 二　法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等 三　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理

四　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認並びに同項第五号の規定による指示に係る通知 五　法第八条の規定による決定の通知 六　法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知 七　法第十二条の規定による状況報告の受理 八　法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知 九　法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知 十　法第十四条の規定による実績報告の受理 十一　法第十五条の規定による補助金等の額の確定に関する事務のうち、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等並びに通知 十二　法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令に係る通知 十三　法第十六条第二項において準用する法第十四条の規定による是正のための措置の命令に従って行う補助事業等に係る実績報告の受理 十四　法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知 十五　法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知 十六　法第十八条第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知 十七　法第二十三条第一項の規定による立入検査等

○厚生労働省告示第二百四十三号

独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）第一条第五号の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構法施行令第一条第五号に規定する厚生労働大臣の定める基準（平成二十六年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第二百一号）の施行の日から適用する。

平成二十七年四月十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

本則を次のように改める。

当該施設の利用定員が二十人以上であって、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十五条第四項の認可（同法第三十九条第一項に規定する保育所に係る認可に限る。）を得る見込みがあること、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第三条第一項若しくは第三項の認定を得る見込みがあること、又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）附則第九条の規定により手続を行うことができることとされた同法の規定による改正後の認定こども園法第十七条第一項の認可を得る見込みがあること。

○厚生労働省告示第二百四十四号

独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第二百一号）の施行に伴い、独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示を次のように定め、独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第二百一号）の施行の日から適用する。

平成二十七年四月十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久